

## (事前公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年 2月 8日

### 1 契約の名称及び数量

名称 旧高田東高等学校跡地草刈業務委託  
(除草面積 803.71㎡)

※ 詳細は別添仕様書のとおり

### 2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの者

① シルバー人材センター連合

② シルバー人材センター

③ ①又は②に準ずる者として知事の認定を受けた者

### 3 契約の相手方の決定方法

(見積競争による場合)

(1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

(2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

(3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

(4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

### 4 見積書(又は提案書)の提出先及び提出期限

(1) 提出先 奈良家立大和広陵高等学校

(2) 提出期限 令和5年 2月17日 午後 1時00分

(3) その他(※提案による場合は、当該委託業務の内容に応じて記載してください。)

① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

ア 上記2に該当しない者が提出した見積書

イ 記名押印を欠く見積書

ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ 価格を加除訂正した見積書

オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

### 5 契約事務を担当する所属

奈良県立大和広陵高等学校

住所：奈良県北葛城郡広陵町的場401

電話：0745-57-0300

FAX：0745-56-4460

### 6 契約の解除等について

(1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経

営に実質的に関与しているとき。

- ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

# 旧高田東高等学校跡地草刈業務委託 仕様書

## ●業務内容

旧高田東高等学校跡地における除草作業

## ●履行場所及び回数

履行場所及び回数は次の通りとする。

旧高田東高等学校跡地（大和高田市松塚200番地ほか） 1回

## ●見積書の提出

提出期限 令和5年2月17日 午後1時00分

## ●実施時期

実施時期は、原則として次のとおりとし、実施日の決定については、奈良県立大和広陵高等学校長と協議のうえ、決定するものとする。

・実施時期 令和5年2月20日～令和5年3月31日

## ●完了報告

作業終了時には、作業前・作業中及び作業後の写真を添付して完了届を提出すること。

なお、写真については、撮影日等が明記されたプレートなどが写り込むようにし、作業前及び作業後の撮影位置や角度等を揃え、作業内容が明瞭となるようにすること。

## ●除草範囲

上記履行場所敷地内及び外周の水路上（面積803.71㎡）

詳細は除草範囲図に示す範囲（別途配布）

## ●除草方法

上記除草範囲内の雑草を手刈り又は草刈機を用いて伐採し、刈高5cm程度の仕上げとすると同時に、フェンスに付着したつる等の除去を行い、敷地外周の水路に落下した枝葉の回収を行う。ただし、フェンスなどの施設・設備を破損又は損傷させるおそれがある場所については、手刈りとする。また、フェンス外側に伸長した樹木の枝を剪定する。

雑草等の処分については、敷地内の指定した場所に置いておくこと。

## ●経費負担

作業に関する経費は、すべて受託者の負担とする。

## ●禁止行為

- ①除草剤等の薬品の散布
- ②刈草の焼却
- ③不良刈刃等の廃品の投棄

## ●安全管理等

作業の実施においては、安全管理に努めるとともに、万一の災害発生時には、速やかに大和広陵高等学校長に連絡し適切な措置を講ずるものとする。

作業中の車両駐停車等については、近隣等から苦情のないように配慮し、受託者の責任において管理するものとする。

1500

縮 1/1300

0 10 20 30 40 50 m

凡例

- 建物**
- (未) 未とりにわし建物
  - (危) 危険建物
  - (借) 借用建物
  - (一時) 一時使用建物
  - (屋外) 屋外教育環境整備
  - 事業によるもの

建物以外の工作物

- 自 自転車置場
- 倉 倉庫
- 吹 吹き掛けの塗り廊下
- 温 温置
- 接 接続橋
- 回 回転構構台
- フェンス
- 焼 焼却炉
- 消 消火水槽
- キ キュービクル
- プ プロパン庫
- 油 油庫
- テ テン
- 簡 簡易な小規模構造物
- ボ ボンプ室
- 照 照明装置
- 防 防球ネット
- バ バックネット

- ・フェンスを0.5m内側まで除草
- ・フェンスに絡んだ蔓等を除去
- ・敷地外にはみ出ている雑草や枝葉を除去
- ・作業中に敷地外周水路に落下した落葉や枝葉を除去
- ・通路両側1mの範囲を除草
- ・塗りつぶしたエリア内を除草
- ・作業中に敷地外周水路に落下した落葉や枝葉を除去
- ・フェンスに絡んだ蔓等を除去
- ・敷地外にはみ出ている雑草や枝葉を除去

